

産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けについて

- 産業廃棄物の収集又は運搬を行う運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物の収集又は運搬車であること等の事項を見やすいように表示する必要があります。
- また、運搬車には許可証の写しなど環境省令で定める書面を備え付けておく必要があります。

区 分	表示事項	備付書面
排出事業者	①産業廃棄物運搬車であること ②氏名・名称	①氏名・名称、住所 ②運搬するものの種類、数量 ③積載した日 ④積載事業場の名称、所在地、連絡先 ⑤運搬先事業場の名称、所在地、連絡先
産業廃棄物収集運搬業者	①産業廃棄物運搬車であること ②氏名・名称 ③許可番号(下6けたの固有番号)	①許可証の写し(コピー) ②管理票(マニフェスト) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <電子マニフェストを使用する場合> ※上記②に代えて、次の書類を携帯すること。 ※なお、④～⑧は、電子記録でも可。また、連絡設備等を用いて、常に確認できる状況であれば、④～⑧は省略可。 </div> ③電子マニフェスト加入証、 ④運搬するものの種類、数量 ⑤運搬委託者の氏名・名称、 ⑥積載した日 ⑦積載事業場の名称、連絡先、 ⑧運搬先事業場の名称、連絡先

<標準的な表示方法>



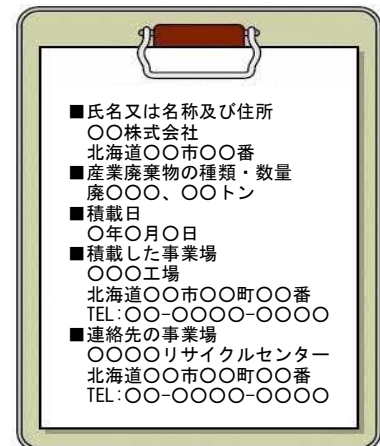
(注)

1. 背景の色は、表示板等が見やすいと認められるものとする。(例：白、薄い黄色など。)
2. 文字の色は、背景に対し表示される文字及び数字が識別しやすいと認められるものとする。(例：白地に黒文字、黄色地に黒文字など。)
3. 文字及び数字は、原則として識別しやすい字体の活字で表示すること(手書きによる場合は、適切な表示と認められない場合があること。)。また、文字及び数字の太さは、通常人をして容易に読みとれると認められるものとする。

なお、特に、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示(「産業廃棄物収集運搬車」)及び許可番号については、ゴシック体等の識別しやすい字体によることを推奨する。

4. 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示については、「産廃運搬車」と省略することができる。
5. 氏名又は名称については、登記された会社名(産業廃棄物処理業者にあつては、当該許可証に記載された氏名又は名称)等正式な名称が容易に想像できないような略称や屋号単独による表示等は認められないこと。なお、会社の名称については、株式会社を(株)、有限会社を(有)と省略することができるものとする。
6. 許可番号については、下6けたを表示することとし、処分業者の運搬車についても許可番号を表示すること。なお、番号の前に「許可番号」という文字を付すなど、当該番号が許可番号であることが通常人をして容易に識別できるよう配慮することを推奨する。
7. 文字又は数字の縦又は横の大きさを縮小して表示することは認められないこと。ただし、基準で定める以上の大きさの文字で表示する場合であつて、文字の縦又は横のいずれか短い方の長さが、産業廃棄物の収集又は運搬に供する旨の表示にあつては5cm以上、氏名又は名称並びに許可番号にあつては3.2cm以上のときにあつてはこの限りではない。
8. 車体等の左側面と右側面で、概ね同じ場所に表示すること。
9. 特別管理産業廃棄物の運搬車であっても、産業廃棄物の運搬車の例により表示すれば足りること。
10. 車体に直接記入する場合であっても可能な限り表示板の例に準じて表示するものとするが、次の点に留意すること。
 - (1) 文字の色は、車体の色に応じ識別しやすい色によること。
 - (2) 「氏名又は名称」と「許可番号」は、可能な限り並べて記載すること。

<備付書面の記載例>



● 表示・書面携帯の例外

産業廃棄物を運搬する場合であっても、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、もっぱら特定家電や廃自動車だけを運搬する場合には、これらの表示や書面の携帯は不要です。

また、会社の敷地内のみで使われる運搬車についても、表示及び書面の携帯は不要です。